

# 第二次栗東市住生活基本計画

## 現行計画の達成状況の整理

令和3年2月

栗東市 建設部 住宅課



## — 目 次 —

1	現行計画の達成状況の整理.....	1
1-1	住生活施策の基本目標及び基本方針.....	1
1-2	施策の点検について.....	3
1-3	住生活施策の進捗状況の点検.....	4
1-4	重点施策の進捗状況及び課題等の点検と整理.....	18



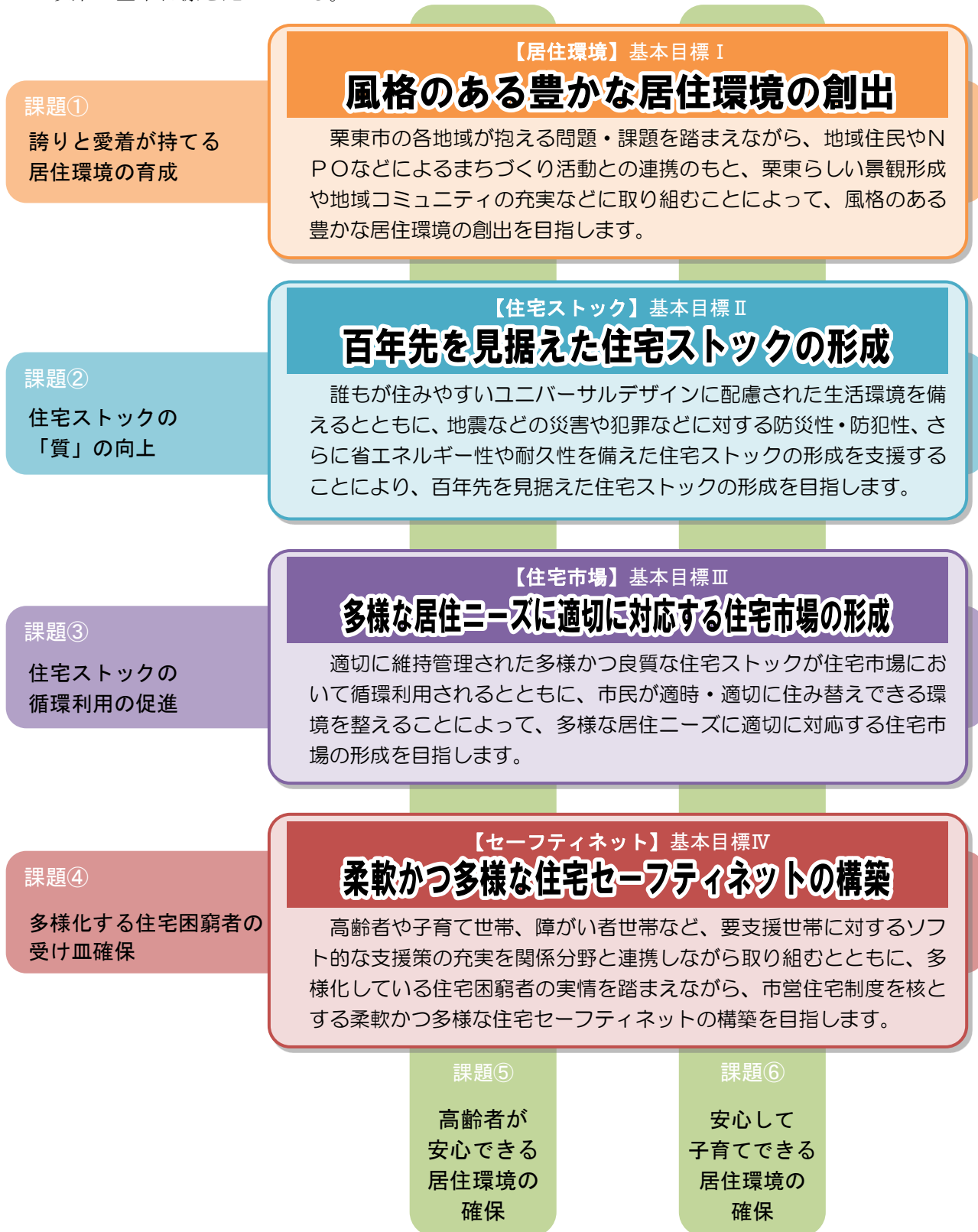
## 1 現行計画の達成状況の整理

現行計画に位置づけられた住宅政策の取組状況を整理し、現時点の住宅政策の到達点を確認した。

### 1-1 住生活施策の基本目標及び基本方針

#### 1)住生活政策の基本目標 ～栗東市住生活基本計画(平成24年7月)より～

「居住環境」「住宅ストック」「住宅市場」「セーフティネット」の4つの分野別に、住生活政策の基本目標を定めている。



## 2)住生活政策の基本方針 ～栗東市住生活基本計画(平成24年7月)より～

基本目標の実現に向けた住生活政策の基本方針を定めている。



## 1-2 施策の点検について

栗東市住生活基本計画（平成 24 年 7 月）における施策の進捗状況について、関係各課へ書面によるヒアリング調査を実施した。

### 1)ヒアリングシートの作成

関係各課へ書面のヒアリング調査を実施にあたって、点検に係る概要の説明資料およびヒアリングシートの作成を行った。

**栗東市住生活基本計画（平成 24 年 7 月）における  
住生活施策の進捗状況の点検について**

**○依頼概要**  
「栗東市住生活基本計画」（平成 24 年 7 月）の施策の進捗状況について、点検を実施します。  
各課ご担当者様にて、「栗東市住生活基本計画」に所載の施策について実施状況をご教授お願いいたします。

**○記載の方法について**

①平成 28 年度からの進捗状況の確認  
「栗東市住生活基本計画」の編成は平成 28 年度に点検を実施しております。その際に収集した、事業の実施状況を基本としてヒアリングシートを作成しております。  
当該事業の進捗状況について、Excel シートの内容に基づき、ご記入ください。

②新たな事業の実施状況の確認  
「栗東市住生活基本計画」の住生活施策、重点施策を改めてご確認ください。そのうえで、平成 28 年度のヒアリングシートに所載の他、新たな事業実施がございましたら、①と同様の書式に従って、ご記入ください。

※ヒアリングシートの記入の際は、次のページの記入例やヒアリングシート内の参考・平成 28 年度点検時の記載結果をご確認ください。

**○添付資料**

①版重点点検 関係課一覧（平成 28 年度点検結果）  
②住生活施策取組状況一覧表（平成 28 年度点検結果）  
③重点施策取組状況一覧表（平成 28 年度点検結果）  
④ヒアリングシート

**○ヒアリングシート記入例**

**栗東市住生活基本計画 ともに育む「風格都市 栗東」の豊かな住生活～生涯安心して暮らせるまちづくり～**

●基本目標に関するヒアリングシート 提出日 令和 2 年  月  日

関係所属名	課	係	記入者	
基本目標番号	基本方針番号	施策の体系番号		※基本目標番号は一桁、基本方針番号は一桁の番号を記入してください。 施策の体系番号については、所定する番号すべて記入してください。

	<p>事業の名称 <span style="float: right;">施策の体系項目に関連する具体的な事業の名称を記述してください。</span></p> <p>(例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>○〇分譲会参加者数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○〇補助の件数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○〇相談件数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○事業の具体的な内容等について記述してください。 ○事業の進捗については、平成28年度～令和1年度の実績を記入してください。</p>		H28	H29	H30	R1	○〇分譲会参加者数					○〇補助の件数					○〇相談件数				
	H28	H29	H30	R1																	
○〇分譲会参加者数																					
○〇補助の件数																					
○〇相談件数																					
進捗状況など																					
令和3年度までの予定	○事業等について、令和3年度までに終了する場合はその終了年度までの予定等を記述してください。																				
実施効果など	○効果については目標の数値等あればそれらをつかいでできるだけ具体的に記述してください。																				

注：実績等は、品質マネジメント等で計上している実績値や、各事業で指標となる年度毎の数値等があればH28～R1年度分について「表」等により記載してください。

図 1-1 点検に係る概要説明資料およびヒアリングシート記入例

### 1-3 住生活施策の進捗状況の点検

基本計画に記載した住生活施策の進捗状況について、関係課へのヒアリングにより点検を実施した。

### 1)住生活施策の進捗状況の点検結果

#### ■基本目標Ⅰ 風格のある豊かな住環境の創出

基本方針	施策の体系	取組状況				【参考】平成28年度点検結果			
		取組状況	関係所属	取組状況	関係所属	取組状況	関係所属	取組状況	関係所属
(1)住教育の促進	①市民の住まいに対する知識・関心の向上	○	住宅課(住)			○	住宅課(住)		
	②小中学校などの学校教育と連携した住教育の実施	×	住宅課(住)	○	学校教育課	×	住宅課(住)	○	学校教育課
	③住まいの絵本など、住教育用の教材の作成	×	住宅課(住)	×	学校教育課	×	住宅課(住)	×	学校教育課
(2)良好な街並み景観の形成	①「堂々！りっとう景観記念日」の開催(中山道など)	○	都市計画課			○	都市計画課		
	②「景観形成推進地域(中山道と東海道など)」における歴史的な雰囲気と調和した景観形成	○	都市計画課			○	都市計画課		
	③住宅地内の緑化の促進	○	都市計画課	○	住宅課(開)	○	都市計画課	○	住宅課(開)
	④「景観計画」「景観条例」「景観協定」「建築協定」「緑地協定」「地区計画制度」「いけがき設置条例」などの規制誘導手法の普及啓発	○	都市計画課	○	住宅課(開)	○	都市計画課	○	住宅課(開)
	⑤「景観まちづくり市民団体」による良好な景観づくりの促進	○	都市計画課			○	都市計画課		
	⑥住教育の取組みなどによる景観まちづくりに対する意識啓発	×	都市計画課			×	都市計画課		
(3)地域コミュニティの醸成	①「栗東市街づくり推進事業補助」の実施	○	都市計画課			○	都市計画課		
	②住民主体のまちづくりイベントなどに対する支援	×	住宅課(住)			×	住宅課(住)		
	③市外からの転入者など、新しい居住者が参加しやすいイベントやシンポジウムの開催支援	×	住宅課(住)			×	住宅課(住)		
	④住民主体のまちづくり活動のPRに向けた情報発信の充実	×	住宅課(住)			×	住宅課(住)		
	⑤まちづくり団体の横の連携確保に向けた組織体制づくり	×	住宅課(住)			×	住宅課(住)		
(4)安全・安心で暮らしやすい都市基盤整備	①土地区画整理事業による良好な市街地環境の整備	○	都市計画課			○	都市計画課		
	②「栗東市開発許可制度の取扱基準」などに基づく民間プロジェクトの適切な誘導の実施	○	住宅課(開)			○	住宅課(開)		
	③「だれもが住みたくなる福祉滋養のまちづくり条例」に基づく民間プロジェクトの適切な誘導、公共施設整備の実施	○	住宅課(開)	○	障がい福祉課	○	住宅課(開)	○	障がい福祉課
	④通学路や生活道路への通過交通の流入防止	○	道路・河川課 教育総務課	○	生活交通課	○	道路・河川課 教育総務課	○	生活交通課
	⑤歩道などの歩行者空間の段差解消	○	道路・河川課	○	交通政策課	○	道路・河川課	○	生活交通課
	⑥防災面などで脆弱な狭隘道路の改善(拡幅、隅切り整備など)	○	土木管理課			○	道路・河川課		

【施策の体系】黒字：市の取組、赤字：国・県の取組

【進捗状況】○：取組あり、×：取組なし



## ■基本目標Ⅱ 百年先を見据えた住宅ストックの形成

基本方針	施策の体系	取組状況				【参考】平成28年度点検結果			
		取組状況	関係所属	取組状況	関係所属	取組状況	関係所属	取組状況	関係所属
(1)長く利用できる長寿命な住宅づくり	①「長期優良住宅」「長寿命木造住宅」の普及促進	○	県住宅課			○	県住宅課		
	②長寿命化に向けたリフォームに関する情報提供、相談窓口の設置・運営	○	住宅課(住・建)			○	住宅課(住・建)		
	③維持管理に関する情報発信や維持管理方法に関するガイドラインの普及啓発	○	県住宅課			○	県住宅課		
(2)環境負荷低減型の住宅づくり	①CO <sub>2</sub> 排出を抑制する省エネ設備の導入促進(太陽光利用、エコ給湯など)	○	県エネルギー政策課	○	環境政策課	○	県エネルギー政策課	○	環境政策課
	②住宅の省エネ性能の「見える化」の促進	×	住宅課(住・建)	○	環境政策課	×	住宅課(住・建)	○	環境政策課
	③省エネ化に向けたリフォームに関する情報提供、相談窓口の設置・運営	○	住宅課(住・建)	○	環境政策課	○	住宅課(住・建)	○	環境政策課
	④国、県と連携した建築廃棄物の規制・処理への取組み強化	×	環境政策課			×	環境政策課		
	⑤住宅のライフサイクルを通じたCO <sub>2</sub> 排出量の低減、再生建材の利用促進、建設・解体などにより生じる廃棄物の削減及び適正処理の実施	○	県温暖化対策課	○	環境政策課	○	県温暖化対策課	○	環境政策課
(3)災害や犯罪に強い住宅づくり	①耐震化に向けた啓発活動の推進(出前講座など)	○	住宅課(建)			○	住宅課(建)		
	②専門家による耐震改修に対する相談、アドバイスなどの仕組みづくり	○	住宅課(建)			○	住宅課(建)		
	③「既存民間建築物耐震診断促進補助事業」「木造住宅無料耐震診断事業」「木造住宅耐震・バリアフリー改修工事費等補助事業」による市民自らによる持家の耐震化に対する支援の実施	○	住宅課(建)			○	住宅課(建)		
	④住宅耐震改修に対する税制上の優遇措置の実施(「固定資産税の減額制度」「所得税額の特別控除制度」)	○	国(税制)	○	税務課	○	国(税制)	○	税務課
	⑤地震ハザードマップの作成・配布、木造住宅耐震改修事例集のPRなど、防災・減災に向けたソフト対策の強化	○	危機管理課	○	住宅課(建)	○	危機管理課	○	住宅課(建)
	⑥「防災・水防活動推進事業」による防災訓練などの実施	○	危機管理課		土木管理課	○	危機管理課	○	道路・河川課
	⑦「防犯のまちづくり推進事業」による自主防犯活動団体などへの支援の実施	○	危機管理課			○	危機管理課		
	⑧「急傾斜地崩落対策事業」による土砂災害の抑制	○	土木管理課			○	道路河川課		
	⑨防犯に配慮した住宅に関する設計指針などの普及・啓発	×	住宅課(建)	○	危機管理課	×	住宅課(建)	○	危機管理課
(4)人にやさしい住宅づくり	①バリアフリー化やユニバーサルデザイン化、高齢者対応の確保に向けた啓発活動の推進(出前講座など)	○	住宅課(建)	○	長寿福祉課	○	住宅課(建)	○	長寿福祉課
	②「木造住宅耐震・バリアフリー改修工事費等補助事業」「在宅重度障害者住宅改造費助成事業」による市民自らによる持家のバリアフリー化に対する支援の実施	○	住宅課(建)	○	税務課	○	住宅課(建)	○	税務課

【施策の体系】黒字：市の取組、赤字：国・県の取組

【進捗状況】○：取組あり、×：取組なし

国・県の取組については、○：実施中、×：未実施

### ■基本目標Ⅲ 多様なニーズに適切に対応する住宅市場の形成

基本方針	施策の体系	取組状況				【参考】平成28年度点検結果			
		取組状況	関係所属	取組状況	関係所属	取組状況	関係所属	取組状況	関係所属
(1)中古住宅ストックの流通促進	①安心して取引できる市場環境の確保 （「住宅性能表示制度」「住宅性能保証制度」「住宅完成保証制度」「既存住宅かし保険」「マンションの維持管理履歴情報の登録制度」の普及啓発）	○	滋賀県			○	滋賀県		
	②市民が安心して中古住宅を選択できる相談体制の構築	○	住宅課(住)			×	住宅課(住)		
(2)伝統的民家の継承、活用促進	①空き家化の要因、所有者の活用意向に関する調査(旧街道沿いなど)	○	住宅課(住)			○	住宅課(住)		
	②所有者と利用希望者のマッチングに向けた仕組みづくり	○	住宅課(住)			×	住宅課(住)		
	③伝統的民家の維持保全に向けた多様な支援の実施	×	住宅課(住)			×	住宅課(住)		
(3)栗東産木材・県産木材の活用促進	①栗東産木材・県産木材を活用した住宅の情報発信	○	農林課		住宅課(住・建)	×	農林課	×	住宅課(住・建)
	②森林組合や建築士会との連携による栗東産木材・県産木材の活用促進に向けた普及啓発	○	農林課		住宅課(住・建)	○	農林課	×	住宅課(住・建)
	③「木の香る淡海の家推進事業」「びわ湖材産地証明制度」「県産材利用耐震改修モデル事業費補助金」など、栗東産木材・県産木材の活用に向けた各種支援制度の普及啓発	○	県森林政策課	○	農林課	○	県森林政策課	×	農林課
(4)適時・適切な住み替えの促進	①専門家による住み替え相談、アドバイスなどの仕組みづくり	×	住宅課(住)			×	住宅課(住)		
	②「定期借地」「定期借家制度」の普及啓発	○	滋賀県			○	滋賀県		
	③高齢者世帯が所有する広い住宅の子育て世帯へのリースと併せて、リースした高齢者世帯が、安全性・利便性の高い適切な規模の住宅へ住み替えるシステムの検討	○	滋賀県			○	滋賀県		

【施策の体系】黒字：市の取組、赤字：国・県の取組

【進捗状況】○：取組あり、×：取組なし

国・県の取組については、○：実施中、×：未実施

## ■基本目標Ⅳ 柔軟かつ多様な住宅セーフティネットの構築

基本方針	施策の体系	取組状況				【参考】平成28年度点検結果			
		取組状況	関係所属	取組状況	関係所属	取組状況	関係所属	取組状況	関係所属
(1)市営住宅ストックの有効活用	①「公営住宅等長寿命化計画」に基づく防保全的な維持管理、長寿命化に資する改善の推進	○	住宅課(住)			○	住宅課(住)		
	②収入超過者に対する自主退去の指導	○	住宅課(住)			○	住宅課(住)		
	③高額所得者に対する明け渡し請求の徹底	○	住宅課(住)			○	住宅課(住)		
	④公営住宅ストックの安全性・居住性の向上(高齢者、障がい者対応など)	○	住宅課(住)			○	住宅課(住)		
	⑤高齢化に対応した団地内コミュニティの活性化(コミュニティミックスなど)	○	住宅課(住)			○	住宅課(住)		
(2)多様な住宅セーフティネット機能の充実	①市営住宅における住宅困窮者(高齢者、ひとり親世帯、DV被害者など)の多様化に配慮した適切かつ円滑な入居対応	○	住宅課(住)			○	住宅課(住)		
	②「滋賀あんしん賃貸支援事業」の普及啓発	○	県住宅課	○	住宅課(住)	○	県住宅課	○	住宅課(住)
(3)高齢者の居住の安定化	①「木造住宅耐震・バリアフリー改修工事費等補助事業」による市民自らによる持家のバリアフリー化に対する支援の実施【再掲Ⅱ-(4)-②】	○	住宅課(建)	○	税務課	○	住宅課(建)	○	税務課
	②「介護予防生活支援事業」による高齢者に対する支援の実施	○	長寿福祉課			○	長寿福祉課		
	③「地域生活支援事業」「在宅重度障害者住宅改造費助成事業」による障がい者世帯に対する支援の実施	○	障がい福祉課			○	障がい福祉課		
	④「緊急通報システム設置事業」の実施	○	長寿福祉課			○	長寿福祉課		
	⑤地域住民による単身高齢者などに対する見守り活動に向けた体制づくり	○	長寿福祉課			○	長寿福祉課		
	⑥「サービス付き高齢者向け住宅の普及啓発	○	県住宅課	○	住宅課(住)	○	県住宅課	○	住宅課(住)
(4)子育て世帯支援サービスの充実	①地域子育て支援センターによる子育て支援の実施	○	子育て応援課			○	子育て応援課		
	②地域優良賃貸住宅の供給	○	住宅課(住)			○	住宅課(住)		
	③高齢者世帯が所有する広い住宅の子育て世帯へのリースと併せて、リースした高齢者世帯が、安全性・利便性の高い適切な規模の住宅へ住み替えるシステムの検討【再掲③-④-③】	○	滋賀県			○	滋賀県		

【施策の体系】黒字：市の取組、赤字：国・県の取組

【進捗状況】○：取組あり、×：取組なし

国・県の取組については、○：実施中、×：未実施

## 2)住生活施策の現状及び展開方向の点検・整理

担当課へのヒアリングに基づく、各住生活施策の「令和2年までの進捗」「これまでの成果」「令和3年度までの予定」を踏まえ、取組状況を一覧に取りまとめた。

### ①市の取り組み

#### ■基本目標1 風格ある豊かな住環境の創出

住生活施策の内容		令和2年度までの進捗	これまでの成果	令和3年度までの予定	
基本目標1 風格ある豊かな住環境の創出	基本方針(1) 住教育の促進	①市民の住まいに対する知識・関心の向上	・他機関から届いた書類をパンフレットスタンド(カタログスタンド)等で配布している。	－	・現行通り他機関から書類を配布する。
		②小中学校などの学校教育と連携した住教育の実施	・小中学校とも、教育課程に基づいた教科の学習の中で、住生活や環境についての学習を進めている。 ・小学校において、家庭科では「すずしく過ごすためにできること」として、すだれやよしず、家の回りの水まき、グリーンカーテンなどの取組を学んだり、社会科では地球温暖化や二酸化炭素の排出を減らす取組の重要性を理解する学習などを年間指導計画に基づいて実施している。 ・中学校では、技術・家庭科の「環境に配慮した消費生活」の学習において、エネルギー消費を減らす方法を考え、自分自身の生活に生かす実践的態度の育成を目指している。	・学習を通して、二酸化炭素排出や地球温暖化などの問題について考えさせるとともに、工夫した住生活の重要性に気づかせることができた。	・今後も各小中学校において住教育の学習を継続していく。
		③住まいの絵本など、住教育用の教材の作成	－	－	－
	基本方針(2)	①「堂々！りっとう景観記念日」の開催(中山道など)	・景観行政団体(移行年月日:平成20年2月16日)への移行後、市景観百年審議会からの提言等を踏まえ、景観・緑化に対する市民等の意識や関心を高め、地域の活性化と地域固有の景観づくりに向けた「風格都市りっとう景観・緑化プロジェクト」事業の取り組みを進めてきた。 ・平成28年2月からは1年をかけて、市民等に広く市の景観(風景含む)写真や絵・イラストを募集し収集に努めている。	・市民等に景観について考えていただくことで、地域の良さの再認識、隠れた景観の発掘、自分の住む街を見つめ直してもらう機会づくり、景観に対する意識を変える機会づくり等の啓発ができた。	・あらゆる機会を通して、景観・緑化に対する啓発を継続していくと共に、応募写真等から「りっとうの顔」となる景観を選定し、景観図鑑や景観百選等の啓発物を作成して地域資源の活用とアピールに繋げていく。
良好な街並み景観の形成	②「景観形成推進地域(中山道と東海道など)」における歴史的な雰囲気と調和した景観形成	・景観形成推進地域として指定している旧街道沿いの景観については、その歴史的な風情と情緒を残していくため一定の配慮を求めているが、世代が変わる中での建替えや改築ではその景観が失われつつある。	・景観形成推進地域内届出の中で、地域と調和した一定の配慮を求め、良好な景観と緑化に努めている。	・平成30年4月に景観計画の見直しを行った。改定した景観計画に基づき、より良い景観形成に繋げていけるよう対応を検討していく。	
	③住宅地内の緑化の促進	・栗東市開発事業に関する指導要綱第49条に基づき、一戸建て住宅を目的とした事業の場合は積極的な敷地内緑化の推進に努めるよう、また、それ以外の目的の事業については、敷地面積に対し6%を目安とした緑地の確保を行うよう指導を行っている。 ・開発許可申請件数は平成24年:33件、平成25年:24件、平成26年:23件、平成27年:20件、平成28年:27件、平成29年:20件、平成30年:29件、令和元年:34件。 ・指導要綱件数は平成28年:89件、平成29年:71件、平成30年:56件、令和元年:83件。 ・建築確認件数は平成28年:474件、平成29年:443件、平成30年:444件、令和元年:410件。	・一戸建て住宅については、自主的な緑化の推進としているが、それ以外の事業については、敷地面積に対し6%以上の緑地確保がほぼ徹底されており、完了時に緑地検査を実施し確認を行っている。また、指導要綱に基づく緑化の推進と緑地協定等の関連性から、関係課である都市計画課へ規制普及啓発のため、窓口での誘導に努めている。	・現時点では、一戸建て住宅を目的とした事業は、敷地内緑化の推進とし、それ以外の事業については、敷地面積に対し6%以上の緑地確保とする現状での運用を継続する予定。	
	④「景観計画」「景観条例」「景観協定」「建築協定」「緑地協定」「地区計画制度」「いけがき設置条例」などの規制誘導手法の普及啓発	・景観計画、景観条例に基づく届出により、大規模建築物等への配慮、歴史街道への配慮、風格づくり会談による個人住宅の景観・緑化促進等に景観特性に応じた対応を進めてきた。 ・今までの課題等を精査・整理して、平成30年4月に景観計画を改定した。令和2年度には市独自の屋外広告物条例を施行した。 ・徐々に景観という言葉の認知や景観に対する意識が広まってきていると感じるが、景観協定締結などには至らず、引き続き普及啓発を行う必要がある。	・景観条例、景観計画に基づく風格づくり会談等を踏まえ、景観に関する一定の効果や配慮により、固有の風景や風土が育まれている。	・今までの課題等を精査・整理して、平成30年4月に景観計画を改定し、令和2年度には市独自の屋外広告物条例を施行した。今後は、改定した計画や新しい条例を基に規制誘導や啓発に取り組んでいく。	
		・「建築協定」「地区計画制度」の規制誘導手法の普及啓発については、建築協定:住宅課開発調整係所管の業務内容のため、記入事項なし。 地区計画:平成28年度までの3件に加え下記 小野亥之子地区地区計画(平成28年6月)(平成28年12月変更) 北中小路2期地区地区計画(令和元年1月) ・緑地協定の締結は下記の通り。 平成24年までの4件に下記2件を加えた6件。 トゥルータウン小野亥之子地区:面積=約2.3ha/締結平成28年12月28日 ベルヴィタウン北中小路2期地区:面積約3.16ha/締結令和2年2月28日 ・いけがき設置奨励補助件数は、平成27年まで:115件/6,525,213円/1,956.8m、平成28年~平成31年:0件。 ・いけがき設置条例補助金は、近年、申請回数が皆無である。風格づくり会談実施時や建築確認申請時、広報等で普及啓発を行っている。	・建築協定や地区計画については、ゆとりと潤いのある良好な住環境を形成し、将来に亘って、区域内の環境の維持・増進を保つことができる。 ・また、地区計画においては、区域内に十分な幅員の道路を確保することで、安全性の確保にも繋がっている。 ・緑地協定については、本市での緑の量を増加させることに貢献し、良好な景観、緑あふれる住宅地の創設に貢献している。 ・いけがき条例は、街の景観をよくするとともに、災害に強い住み良いまちづくりを目標に実施しているが、利用者が減少していることからHPや広報による啓発を実施し、今年度からは、風格づくり会談実施時や建築確認申請時に啓発を実施している。	・必要に応じ、その地区の特性にふさわしいまちづくりの誘導を行い、良好な住環境の維持・向上を図っていく。 ・令和3年3月に北中小路工業団地地区計画を決定する予定。 ・緑地協定制度については、宅地開発に関連する地区計画制度での緑地協定締結の指導や、事業者自らが住宅地の付加価値を高めるための手法として緑地協定を締結する傾向にある。今後については、栗東市第二次緑の基本計画において、緑地の増加を目標としていることから、広報・啓発による緑の割合の増加を試みたい。 ・いけがき条例については、近年申請件数が皆無であることから、風格づくり会談実施時や建築確認申請時に啓発に努め、利用者の増加を図っていく。	

住生活施策の内容		令和2年度までの進捗	これまでの成果	令和3年度までの予定	
基本目標Ⅰ 風格ある豊かな住環境の創出	基本方針並み景観の形成 (2)	⑤「景観まちづくり市民団体」による良好な景観づくりの促進	・安養寺景観まちづくり協議会は平成24年に景観法に規定する景観協議会として設立し活動を創め、令和2年度で9年目を迎えた。この間に「景観ルール部会」「A+Plus(エイプラス)部会」「花と緑のガーデニング部会」「にぎわい活性化部会」「里山部会」の5つの部会が設置され、それぞれ地域住民が互いに協力、連携し合いながら、にぎわい交流づくりに取り組んでいる。 ・令和元年度は治田東地振協やコミセンとも連携し、ふれあいちょうまつりを開催している。	・まちへの愛着やコミュニティを育み、まちへの付加価値の向上、主体的なまちづくりの活動の輪へ繋がってきた。	・平成28年度でまちづくり補助金を廃止する予定であったため、自主財源での運営を目指しているが、まだ収入の少ない部会もあり、独立までは至っていない。今後は自主財源での運営を目指し、独立後は、5部会が連携して積極的に自分のまちを良くしたいという取り組みができるように誘導していく。
		⑥住教育の取組みなどによる景観まちづくりに対する意識啓発	—	—	・景観計画の見直しなどにより、必要に応じて検討する。
	基本方針コミュニティの醸成 (3)	①「栗東市街づくり推進事業補助」の実施	・東海道ほっこりまつり実行委員会、安養寺景観まちづくり協議会の活動補助金として助成を行っている。令和2年度からは、小野まちづくり委員会が立ち上がり、活動補助金を交付する予定である。 ・東海道ほっこりまつりは、令和2年度で開催13回目を向かえ、岡・目川地域の旧東海道を通行止めにして「東海道」の歴史・文化の雰囲気を楽しむまつりを地元主催で催し、地域資源の保全と地域の活性化に繋がっている。 ・安養寺景観まちづくり協議会では、それぞれ各5部会の活動と「いちようまつり」に積極的に参画して、地域の賑わいづくりの一助になっている。	・助成団体により、地元地域住民が主体的に実施して、地域のふれあいと賑わい、地域の良さの再認識への取り組みとなっている。	・東海道ほっこりまつりは、引き続き助成予定であるが、安養寺景観まちづくり協議会は9年が経過し、自主運営を目指している。小野まちづくり委員会は今年度から5カ年をかけて住民主体のまちづくりを行っていく予定である。 ・行政としては、技術的支援を行ったり、必要に応じて関わっていく。
		②住民主体のまちづくりイベントなどに対する支援	—	—	—
		③市外からの転入者など、新しい居住者が参加しやすいイベントやシンポジウムの開催支援	—	—	—
		④住民主体のまちづくり活動のPRに向けた情報発信の充実	—	—	—
		⑤まちづくり団体の横の連携確保に向けた組織体制づくり	・他機関から届いた書類をパンフレッドスタンド(カタログスタンド)等で配布している。	—	・引き続き他機関から書類を配布する。
	基本方針で暮らしやすい都市基盤整備 (4)	①土地区画整理事業による良好な市街地環境の整備	・本市の区画整理事業は、平成24年に事業認可があった手原東部土地区画整理事業をもって完了し、新たな区画整理事業を計画するに至っていない。本市最後の、区画整理準備組合であった坊袋地区にあっては、平成27年度で事業を中止され、組合も解散している。	・土地区画整理事業を実施することにより、道路、公園等公共施設の整備・改善と宅地の利用の増進を一体的に進めることができ、良好な市街地環境の整備をおこなうことができる。	・区画整理事業は、これまでである一定の農地を事業区域に設定し区画整理事業を行ってきた経過があるが、近年、市街化が進んだことにより区画整理事業の適地となる区域が見当たらなくなっており、今後、市が主導して新たな事業を実施する計画はない。
		②「栗東市開発許可制度の取扱基準」などに基づく民間プロジェクトの適切な誘導の実施	・開発許可制度については、開発事前申請制度を設け関係機関及び関係部署に意見を求め、市開発審査会を開催し適正な開発誘導の実施に努めている。申請件数は、平成24年:33件、平成25年:24件、平成26年:23件、平成27年:20件、平成28年:27件、平成29年:20件、平成30年:29件、令和元年:34件。	・開発許可制度につきましては、関係機関及び関係部署へ意見を求め、開発審査会開催により細部に亘る事業整備に有効な効果が得られていると考えられる。	・「栗東市開発許可制度の取扱基準」に基づく誘導の実施につきましては、現状での運用を予定。
		③「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づく民間プロジェクトの適切な誘導、公共施設整備の実施	・該当施設については、基準に基づく設備の配置・設置の改善に努めている。福祉のまちづくり条例に基づく申請件数は、平成24年:15件、平成25年:13件、平成26年:21件、平成27年:13件、平成28年:16件、平成29年:10件、平成30年:13件、令和元年:8件。 ・公益的施設等の整備における、高齢者、障がい者等への配慮についての助言。	・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく審査において、基準に基づき高齢者・身障者に配慮した適切な配置・整備に有効である制度である。 ・高齢者、障がい者等の行動を阻む様々な障壁を取り除き、すべての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境の整備。	・「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づく誘導・整備につきましては、現状での運用を予定。

住生活施策の内容		令和2年度までの進捗	これまでの成果	令和3年度までの予定
基本目標1 安全・安心で暮らしやすい都市基盤整備 風格ある豊かな住環境の創出	④通学路や生活道路への通過交通の流入防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>栗東市通学路等交通安全プログラムに基づき、通学路や生活道路（歩行者や自転車利用の多い道路）の安全対策を実施。</li> <li>安全対策の内容:カーブミラー、外側線・中央線等区画線、文字・マーク等の注意喚起を促す路面表示、交差点強調表示、カラー舗装など通学路や生活道路（歩行者や自転車利用の多い道路）の安全対策を実施。</li> <li>安全対策実施件数は、平成28年:67件、平成29年:59件、平成30年:70件、令和元年:96件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路や生活道路（歩行者や自転車利用の多い道路）の安全対策を実施したことにより交通安全が図れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、通学路や生活道路（歩行者や自転車利用の多い道路）の安全対策に努める。</li> </ul>
		<b>【街路事業、道路新設改良事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>北の口二ノ坪線</li> <li>名神安養寺南側道線（平成28年完成）</li> <li>中ノ井川2号支線（平成30年完成）</li> <li>下鉤出庭線（2工区）（令和元年完成）</li> <li>出庭4号幹線、1号幹線（令和元年完成）</li> <li>川南区内17号幹線（平成28年完成）</li> <li>辻越久田橋線（平成28年完成）</li> <li>小野高畑線（平成29年完成）</li> <li>岡金勝川3号線（平成29年完成）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通過交通の抑制、渋滞・混雑緩和、道路ネットワーク強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>蜂屋東ノ下1号線（令和3年）完成予定</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度に策定された「栗東市通学路等交通安全プログラム」に基づき、交通安全所管課の総括のもと、学校（PTA）等との通学路に関する情報（ルート、危険箇所に関するもの等）を共有し、交通安全所管課及び道路管理者と情報共有・協議等を行い、必要に応じて道路管理者及び交通安全施設担当課で施設整備等を実施。</li> <li>通学路において工事や開発等がある時には、担当部署や開発業者より学校へ周知をしていただくことにより、子ども達や保護者へ注意喚起を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係部署の協力により、通学路の危険箇所の改善ができ、子ども達の通学路の安全確保を図った。</li> <li>交通危険箇所の把握、また開発事業者等に対する指導等により関係人の交通安全意識の高揚に繋がった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き「栗東市通学路等交通安全プログラム」に基づき、学路の安全確保を図るため、関係部署と連携・情報共有し、関係機関を通じて、改善等に努めていく。</li> </ul>
	⑤歩道などの歩行者空間の段差解消	<b>【道路新設改良事業（歩道設置、歩道拡幅、段差解消）】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>完了事業:安養寺下戸山線（自転車通行帯）、古川橋改修（自転車道）、荒張4号幹線（歩道設置）、小柿苅原線（歩道設置）、下末竹西ノ森線（歩道設置）、下末竹西ノ森線（平成28年歩道設置）、苅原総線（令和元年歩道設置）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者、自転車等の安全・安心の確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安養寺下戸山線 令和3年詳細設計に着手</li> </ul>
	⑥防災面などで脆弱な狭隘道路の改善（拡幅、隅切り整備など）	<b>【生活道路拡幅整備推進補助金交付事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>狭隘道路の解消するため、市民の皆さんの協力を得ながら、狭隘道路の解消に関する仕組みの制度化を検討している。具体的には、建築基準法第42条第2項等に基づき敷地後退される際、拡幅用地を寄付してもらいやすいよう、土地分筆のための測量費用、境界確定書類作成費用ならびに分筆登記費用に対し補助金の交付を行うための補助金交付要綱の制定を検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この事業により、狭隘な生活道路の拡幅を推進し、地域の良好な居住環境の確保及び防災機能の強化による安全・安心のまちづくりの実現を図ることができている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法第42条第2項道路を接道とした建築が年間30件程度あり、毎年10件程度の寄付による拡幅を予定する。</li> </ul>

■基本目標II 百年先を見据えた住宅ストックの形成

住生活施策の内容		令和2年度までの進捗	これまでの成果	令和3年度までの予定			
基本目標II 百年先を見据えた住宅ストックの形成	長寿命な住宅づくり 基本方針(1)	②長寿化に向けたリフォームに関する情報提供、相談窓口の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>他機関から届いた書類をパンフレッドスタンド(カタログスタンド)等で配布している。</li> <li>リフォーム支援ネット「リフォネット」への連絡先掲載</li> <li>栗東市木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業については、平成24年度以降、ほぼ毎年1件の補助を行っている。</li> <li>木造住宅耐震診断員派遣事業・木造住宅耐震補強案作成事業・出前講座等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目に見える効果は確認できていない。</li> <li>バリアフリーリフォーム改修と併せて耐震改修を行うことにより耐震化のアップに繋がっている。</li> <li>住宅の耐震化に関する啓発を行うことにより、住宅の長寿化に向けた情報提供を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行通り他機関から書類を配布する</li> <li>連絡先掲載の継続</li> <li>引き続き、耐震改修に併せた住宅リフォームの改修補助を行って行く予定。</li> </ul>		
		①CO2排出を抑制する省エネ設備の導入促進(太陽光利用、エコ給湯など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「スマート・エコハウス普及促進事業」の実施により、平成25年度以降、毎年約1,000Kwの太陽光発電設置パネルを整備している。</li> <li>以前「太陽光発電設置パネルによる発電量」の指標としていたが、平成28年度から電力自由化により正確な数値の把握ができなくなったため指標を変更。栗東市環境基本計画目標指標においても太陽光パネルによる発電量は他の指標に変更。</li> <li>補助金交付件数は、平成28年:25件、平成29年:41件、平成30年:43件、令和元年:47件(地球温暖化防止活動推進センターより)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人用既築住宅において、住宅用太陽光発電システムを設置し、一定額以上の省エネ製品(エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、ハイブリッド給湯器、LED照明器具、エアコン、HEMS、窓断熱)もしくは自立分散型エネルギーシステム(エネファーム、エコウィル、家庭用蓄電池、V2H、太陽熱利用システム)の購入を合わせて実施された方または自立分散型エネルギーシステム(エネファーム、エコウィル、家庭用蓄電池、V2H、太陽熱利用システム)を購入された方に対して補助を実施することで温室効果ガス排出削減を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>滋賀県が実施している「スマート・エコハウス普及促進事業補助金」の案内を引き続き実施</li> </ul>		
	環境負荷低減型の住宅づくり 基本方針(2)	②住宅の省エネ性能の「見える化」の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「うちエコ診断」と称して、環境、エネルギーに関する専門知識を有するうちエコ診断士による省エネアドバイスを実施(平成24年:170件、平成25年度:133件、平成26年度:100件、平成27年度:158件、平成28年:7件、平成29年:3件、平成30年:6件、令和元年:2件)。</li> <li>他機関から届いた書類をパンフレッドスタンド(カタログスタンド)等で配布している。</li> <li>リフォーム支援ネット「リフォネット」への連絡先掲載</li> <li>木造住宅耐震診断員派遣(平成24年度:4件、平成25年度:7件、平成26年度:6件、平成27年度:3件、平成28年:11件、平成29年:11件、平成30年:4件、令和元年:3件)。</li> <li>木造住宅耐震補強案作成(平成26年度:9件、平成27年度:6件、平成28年:14件、平成29年:11件、平成30年:18件、令和元年:4件)。</li> <li>耐震セミナー・出前講座(平成26年度:1件、平成27年度:1件、平成28年:1件、平成29年:0件、平成30年:0件、令和元年:1件)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>うちエコ診断士が家庭のどこから、どれだけの温室効果ガスが出ているかを分析し、平均的な家庭との比較等を通じて「エコロジー度」を判定し、オーダーメイド型省エネ対策を提案することができ、市民の方のさまざまな疑問にこたえることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>うちエコ診断の啓発とあわせて受診を促す</li> </ul>		
		⑤住宅のライフサイクルを通じたCO2排出量の低減、再生建材の利用促進、建設・解体などにより生じる廃棄物の削減及び適正処理の実施				—	—
		③省エネ化に向けたリフォームに関する情報提供、相談窓口の設置・運営				—	—
	災害や犯罪に強い住宅づくり 基本方針(3)	④国、県と連携した建築廃棄物の規制・処理への取り組み強化	—	—	—		
		①耐震化に向けた啓発活動の推進(出前講座など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>栗東市が実施している耐震・バリアフリー改修等補助事業に併せて、県やNPO法人と連携して出前講座の実施を行い無料相談等の対応を行っている。</li> <li>木造住宅耐震診断員派遣、木造住宅耐震補強案作成、耐震セミナー・出前講座の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座を通じて、市民に耐震化に向けた啓発活動を実施し、地震被害の抑制に対する市民の意識向上を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、県やNPO法人と連携して、出前講座等を通じて、耐震化に向けた相談やアドバイスを行って行く。平成29年度からは各自治会単位での出前講座による普及活動に力を入れていく予定</li> </ul>		
		②専門家による耐震改修に対する相談、アドバイスなどの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅耐震化セミナー・出前講座の実施(平成26年:1件、平成27年:1件、平成28年:1件、平成29年:0件、平成30年:0件、令和元年:1件)。</li> <li>木造住宅耐震診断員派遣件数(平成24年:4件、平成25年:7件、平成26年:6件、平成27年:3件、平成28年:11件、平成29年:11件、平成30年:4件、令和元年:3件)。</li> <li>木造住宅耐震補強案作成(平成26年:9件、平成27年:6件、平成28年:14件、平成29年:11件、平成30年:18件、令和元年:4件)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナー実施により、市民に専門家より耐震化に関するアドバイスを受けてもらうことができ、市民の防災の意識の向上を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き実施する予定</li> </ul>		

住生活施策の内容		令和2年度までの進捗	これまでの成果	令和3年度までの予定	
基本目標 百年先を見据えた住宅ストックの形成	基本方針 災害や犯罪に強い住宅づくり	③「既存民間建築物耐震診断促進補助事業」「木造住宅無料耐震診断事業」「木造住宅耐震・バリアフリー改修工事費等補助事業」による市民自らによる持家の耐震化に対する支援の実施	・木造住宅耐震診断員派遣事業(平成24年:4件、平成25年:7件、平成26年:6件、平成27年:3件、平成28年:11件、平成29年:11件、平成30年:4件、令和元年:3件) ・木造住宅耐震補強案作成事業(平成26年:9件、平成27年:6件、平成28年:14件、平成29年:11件、平成30年:18件、令和元年:4件) ・木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業(平成24年:1件、平成25年:1件、平成26年:0件、平成27年:1件、平成28年:1件、平成29年:1件、平成30年:0件、令和元年:0件)	・木造住宅(旧耐震基準による)に関し、無料耐震診断・相談や耐震改修等への助成を通して、地震災害被害抑制が推進された。 ・市民自らによる持ち家の耐震化を推進することができた。また、地震被害の抑制に対する市民の意識向上を図ることができた。	・左記事業について継続して実施を予定しており今後も地震災害の被害の抑制に努める
		④住宅耐震改修に対する税制上の優遇措置の実施(「固定資産税の減額制度」「所得税額の特別控除制度」)	・住宅耐震改修工事に対する固定資産税(家屋)の減税措置(平成25年度:2件、平成28年:0件、平成29年:0件、平成30年:1件、令和元年:0件)	・住宅の耐震化工事にかかる固定資産税の軽減措置を通して、地震災害被害の抑制が推進された。	・左記減税措置については、国の税制改正に準拠しながら実施を進めつつ、耐震改修工事の実施を促進し、地震災害の被害の抑制に努める
		⑤地震ハザードマップの作成・配布、木造住宅耐震改修事例集のP令和など、防災・減災に向けたソフト対策の強化	・「栗東市総合防災マップ作成業務」として、平成26年度に総合防災マップと防災カードを作成し、各戸配布をおこなった。この各戸配布以降に本市に転入される市民へは、転入手続き時に市総合窓口課にて配布している。 ・平成27年度において、耐震改修促進計画の策定に併せて、地震防災マップの改訂を行った。5000部作成。 ・令和元年度において、地震防災マップを部分校正し、500部作成した。	・市民への災害対策に必要な情報の提供をおこない、防災意識の高揚につなげることができた。 ・来庁者や耐震診断受診者(約600人)に対して、地震防災マップの配布等により、啓発活動を行うことができた	・防災マップの見直しについて、国土交通省野洲川ハザードマップの見直しは平成28年度に実施され、平成30年度に滋賀県県地先の安全度マップの見直しが実施された。令和2年度に市防災マップの見直しをおこなう。 ・引き続き、地震防災マップを窓口にて配布を行い、啓発活動を実施していく。
			⑥「防災・水防活動推進事業」による防災訓練などの実施	・地域住民の防災に関する知識を高め災害時に住民自ら行動し水害を防ぐ、軽減することを目的に実施。 ・毎年、防災の日(9月1日)の直前で栗東市防災総合訓練の一環として住民対象に訓練を実施。 ・平成28年度:葉山東小学校にて訓練実施。葉山東学区の市民が参加し、避難訓練を実施。その後消防署や各種団体が実施する訓練を観覧。 ・平成29年度:治田東小学校にて訓練実施。治田東学区の市民が参加し、避難訓練を実施。その後消防署や各種団体が実施する訓練を観覧。 ・平成30年度:台風により中止(治田西小学校)。11月4日(日)に開催される「はるにし文化祭」に防災の啓発コーナー合訓練の代替として出展 ・令和元年度:治田小学校にて訓練実施。治田学区の市民が参加し、避難訓練を実施。その後消防署や各種団体が実施する訓練を観覧。 ・平成26年度以前は避難訓練後、展示型訓練としていたが、平成27年度より参加学習型訓練とし、参加者全員が学習訓練をおこなうこととした。	・市民の防災意識の高揚に一定の効果はあったと考える。また、訓練を通して「自分たちの地域は自分たちで守る」と言った意識付けを図ることも出来た。 ・参加学習型訓練は、老若男女と問わず参加できる訓練内容であり、災害を考え、模擬体験をすることで、参加者の防災意識の高揚を図ることができる。
		⑦「防犯のまちづくり推進事業」による自主防犯活動団体などへの支援の実施	・「自主防犯活動団体運営支援事業」として、自主防犯活動団体の結成啓発および活動支援を継続して実施。 ・活動団体数・補助件数は、平成24年:37団体・2件、平成25年度:39団体・5件、平成26年度:39団体・6件、平成27年度:40団体・4件、平成28年:40団体・1件、平成29年:41団体・3件、平成30年:40団体・2件、令和元年:40団体・3件。	・啓発の実施により、犯罪認知件数としては、減少傾向にあるが、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺については、日々手口を変え増加傾向にある。今後においても、啓発に取り組む。	・侵入盗をふくむ犯罪を未然に防ぐ上で、市民一人ひとりが防犯意識を高めていくとともに、家族ぐるみ、地域ぐるみでの日頃からの呼び掛けが必要であるため、継続して啓発に取り組む。
		⑧「急傾斜地崩落対策事業」による土砂災害の抑制	・降雨や地震などに伴って発生するがけ崩れ災害に対し、急傾斜地崩壊防止対策等を設置することによって土砂災害に対する安全性の向上を図り、人の命・財産を保護することを目的に実施。 ・平成26年度～平成28年度に中村地区、平成28・29年度に成谷地区で実施、平成30年・令和元年に東坂地区にて実施。	・斜面の表層を植生で覆うことで、風雨等による風化や自身から斜面の崩壊を防ぎ、周辺地域の安全性の向上を図れた。	・成谷地区および東坂地区の2地区について、急傾斜地崩壊対策事業を竣工した
		⑨防犯に配慮した住宅に関する設計指針などの普及・啓発	・「なくそう犯罪」滋賀県安全なまちづくり実践県民会議が提唱する「4つのかける運動(声をかける、気にかける、呼びかける、鍵をかける)」を推進するため、市民への啓発を実施。特に住宅侵入盗への被害防止や、特に平成30年度に多発した自転車盗への被害防止については、「鍵をかける」の励行の啓発をおこなっている。	・啓発により、犯罪認知件数の減少につながっている。	・「4つのかける運動」を推進し、住宅侵入盗防止や窃盗防止の啓発をおこなう。



住生活施策の内容		令和2年度までの進捗	これまでの成果	令和3年度までの予定
基本目標 百年先を見据えた住宅ストックの形成	基本方針 人によさしい住宅づくり(4)	①「バリアフリー化やユニバーサルデザイン化、高齢者対応の確保に向けた啓発活動の推進(出前講座など)」 ・まちづくり出前トーク「みんなで支える介護保険」において、介護保険のしくみとサービスの説明のなかで、より安全な生活が送れるよう住宅を改修する住宅改修サービスについても説明(開催件数は、平成25年度:3件、平成26年度:3件、平成27年度:9件、平成28年度:記録なし、平成29年度:4件、平成30年度:1件、令和元年度:4件)。 ・住宅改修のため、要介護(支援)認定者から提出された支給申請書等について審査し、介護保険給付費として支給(住宅改修件数は、平成24年:134件、平成25年度:141件、平成26年度:105件、平成27年度:133件)。 ・「すこやか住まい助成」と称して、介護を要する高齢者の在宅生活の助長、並びに介護者の介護負担を軽減するために実施する既存住宅の浴室・居室・トイレ・廊下などの小規模な住宅改修について、その一部を助成(助成件数は、平成24年:9件、平成25年度:9件、平成26年度:10件、平成27年度:12件、平成28年度:6件、平成29年度:10件、平成30年度:10件、令和元年度:8件)。 ・住宅改修における専門職による訪問指導実施(住宅改修に際し、理学・作業療法士による事前点検を実施)(点検件数は、平成24年:55件、平成25年度:42件、平成26年度:49件、平成27年度:54件、平成28年度:41件、平成29年度:41件、平成30年度:48件、令和元年度:27件)。	・適切な介護保険給付を実施することにより、在宅での安心した介護生活を送れるよう支援した。  ・住宅改修により、対象者の自宅での日常生活を改善するとともに、介護者の介護負担の軽減に成果があった。	・継続して実施  ・継続して実施
	②「木造住宅耐震・バリアフリー改修工事費等補助事業」「在宅重度障害者住宅改造費助成事業」による市民自らによる持家のバリアフリー化に対する支援の実施 ・木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業(平成24年:1件、平成25年度:1件、平成26年度:0件、平成27年度:1件、平成28年度:1件、平成29年度:1件、平成30年度:0件、令和元年度:0件)。 ・住宅耐震・バリアフリー改修工事に対する固定資産税(家屋)の減税措置(耐震改修に伴う減額件数は、平成25年度:2件と平成30年度:1件のみ)(バリアフリー改修に伴う減額件数は、平成24年:6件、平成25年度:2件、平成26年度:8件、平成27年度:1件、平成28年度:3件、平成29年度:4件、平成30年度:3件、令和元年度:1件)。	・耐震改修と併せてバリアフリーリフォーム改修を実施されていることから、バリアフリーの推進に繋がっている。 ・割増補助を行うことにより、耐震化・バリアフリー化それぞれの推進の相乗効果が得られる。  ・住宅の耐震・バリアフリー改修工事にかかる固定資産税(家屋)の軽減措置を通して、改修工事の実施が進み、安全・安心な住生活の確保が図られ、地震災害被害の抑制が推進された。	・引き続き、耐震改修に併せた住宅リフォームの改修補助を行って行く予定。 ・引き続き、木造住宅耐震改修補助に合わせた避難経路バリアフリー化改修に対する割増補助を行い、広報や出前講座等で啓発を行う予定。 ・左記減税措置については、国の税制改正に準拠しながら実施を進めつつ、市民自らの耐震・バリアフリー改修工事の実施促進を図る。	

■基本目標Ⅲ 多様なニーズに適切に対応する住宅市場の形成

住生活施策の内容		令和2年度までの進捗	これまでの成果	令和3年度までの予定	
基本目標Ⅲ 多様なニーズに適切に対応する住宅市場の形成	中古住宅流通促進	②市民が安心して中古住宅を選べる相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年9月 りっとう空き家バンクの立ち上げ</li> <li>令和元年登録物件:3件</li> <li>令和2年登録物件:3件(令和2年10月1日時点)</li> <li>登録物件延数:6件(令和2年10月1日時点)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定に基づき不動産仲介段階で滋賀県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会滋賀県本部に協力を仰ぐことで、安心・適正な取引の実施が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録物件、及び成約件数の増進</li> </ul>
	伝統的民家の継承、活用促進	①空家化の要因、所有者の活用意向に関する調査(旧街道沿いなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年9月に、関係100自治会に再度空家調査を実施し、277戸の空家を把握した。この内、253件について所有者意向調査を実施した。</li> <li>令和元年度、自治会の協力を得て空家等現況調査を実施した。</li> <li>新たに空家等と判明したものうち、所有者等の所在が判明している者に対してアンケート実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家所有者等にその物件に関する意向調査を実施しており、所有物件等の適正な管理への意識付けができた。</li> <li>空家等の実態を把握できた。また、空家等の所有者と活用希望者のマッチングのための材料として活用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家の適正管理に向けた指導等を進めていく</li> </ul>
		②所有者と利用希望者のマッチングに向けた仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年9月 りっとう空き家バンクの立ち上げ</li> <li>令和元年登録物件:3件</li> <li>令和2年登録物件:3件(令和2年10月1日時点)</li> <li>登録物件延数:6件(令和2年10月1日時点)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定に基づき不動産仲介段階で滋賀県宅地建物取引業協会および全日本不動産協会滋賀県本部に協力を仰ぐことで、安心・適正な取引の実施が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録物件および成約件数の増進</li> </ul>
		③伝統的民家の維持保全に向けた多様な支援の実施	—	—	—
	栗東産木材・県産木材の活用促進	①栗東産木材・県産木材を活用した住宅の情報発信	—	—	—
		②森林組合や建築士会との連携による栗東産木材・県産木材の活用促進に向けた普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年:県の補助事業により、県産材を使用して金勝寺の公衆便所を新築した。</li> <li>平成27年度:公共建築物等において、県産材でも特に市内の木材の利用に努めるべく、7月15日に「公共建築物等における地域産木材の利用方針」を策定した。</li> <li>平成28年度:金勝山の横ヶ峯展望所(馬頭観音堂駐車場)において、県産材による木製の転落防護柵を設置された。(商工観光課)</li> <li>平成23年に金勝生産森林組合が所有林において取得されたSGEC森林認証を継続更新。</li> <li>平成29年度に道の駅アグリ郷栗東において、野菜販売スペース増築の建築資材としてびわ湖材を使用し、森林づくりにおける木材利用の重要性とびわ湖材の普及啓発を図った。</li> <li>平成29年度に道の駅アグリ郷栗東の販売用棚等について、来店・利用者に木のぬくもりや木材の良さを見直すきっかけとなるよう、びわ湖材の木製品を購入し、森林づくりに関する木材利用の重要性とびわ湖材の普及啓発を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栗東市として木材利用方針を示し、公共建築物や公共工事において年度的ではあるが地域産材を積極的に利用していることから、木のぬくもりや木材の良さを見直すきっかけとなり、森林づくりに関する木材利用の重要性や森林整備の大切さが意識されてきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度には、アグリ郷栗東の増築工事と設備の導入において、県の補助事業により県産材の使用を計画している。</li> <li>令和2年度からこんぜの里バンガロー村のウッドデッキについて、老朽化が著しいため、金勝産材を活用した修繕工事を年次的に実施する。(金勝産材はびわ湖材や国産材に比べ高額であることから、使い分けを検討する。)(価格は、国産材&lt;びわ湖材&lt;金勝産材である)</li> </ul>
		③「木の香る淡海の家推進事業」「びわ湖材産地証明制度」「県産材利用耐震改修モデル事業費補助金」など、栗東産木材・県産木材の活用に向けた各種支援制度の普及啓発	—	—	—
	進適基本切な住み替えの促進	①専門家による住み替え相談、アドバイスなどの仕組みづくり	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて制度を検討していく。</li> </ul>

■基本目標Ⅳ 柔軟かつ多様な住宅セーフティネットの構築

住生活施策の内容		令和2年度までの進捗	これまでの成果	令和3年度までの予定	
基本目標Ⅳ 柔軟かつ多様な住宅セーフティネットの構築	市営住宅ストックの有効活用	①「公営住宅等長寿命化計画」に基づく予防保全的な維持管理、長寿命化に資する改善の推進	・平成24年～25年度：手原団地・下戸山団地のガス警報器取替、平成26～28年度：安養寺団地の外壁改修、平成28年度：大橋団地の屋根改修	・「公営住宅等長寿命化計画」に基づく予防保全的な維持管理、長寿命化に資する改善	・「公営住宅等長寿命化計画」を踏まえつつ、現状や財政状況等を総合的に勘案しながら進めていく。
		②収入超過者に対する自主退去の指導	・収入申告時に収入超過者と判断できた場合、収入超過者への啓発文書を渡している。収入超過者は、平成24年：38人、平成25年度：31人、平成26年度：43人、平成27年度：42人、平成28年度：32人、平成30年度：31人、令和元年度：26人、令和2年度：23人。（収入超過となる基準額は2年連続して313,000円以上（214,000円以上：裁量階層））	・入居者が、収入超過になったときに文書通知及び特公賃の案内をしている。収入超過者には、文書通知及び特公賃の案内を実施しているため、入居者に収入超過であるとの意識付けはできていると思われる。	・収入申告時に収入超過者と判断できた場合、収入超過者への啓発文書を渡す。
		③高額所得者に対する明け渡し請求の徹底	・高額所得者は、平成24年：0人、平成25年度：0人、平成26年度：0人、平成27年度：3人、平成28年度：1人、平成30年度：1人、令和元年度：0人、令和2年度：2人（高額所得者となる収入基準額は2年連続して313,000円以上） ・高額所得者のうち、退去した世帯数は平成30年度：1件、令和元年度：0件、令和2年度：1件。	・入居者が、2年連続して高額所得の基準額を超える場合、明け渡しに向けた協議を実施しているため、明け渡し訴訟になることなく、高額所得者には退去して貰っている。高額所得者には、文書通知及び特公賃の案内を実施しているため、入居者に高額所得者であるとの意識付けはできていると思われる。	・2年連続で高額所得者と認定された世帯には明け渡し請求をする。
		④公営住宅ストックの安全性・居住性の向上（高齢者、障がい者対応など）	・シルバーハウジング（高齢者1人入居可）、身体障がい者用住宅を設置	—	—
		⑤高齢化に対応した団地内コミュニティの活性化（コミュニティミックスなど）	・手原団地、下戸山団地内に団らん室を設置	—	—
イ 多様な住宅機能の充実	基本方針住宅セーフティ	①市営住宅における住宅困窮者（高齢者、ひとり親世帯、DV被害者など）の多様化に配慮した適切かつ円滑な入居対応	・平成29年度、市営住宅の入居審査に係る書類審査の配点を見直し、ひとり親世帯等の特に入居の配慮が必要な者が審査を通過しやすくなった。	・目に見える効果は確認できていない。	・実情に応じて、配点の見直しを行う。
		②「滋賀あんしん賃貸支援事業」の普及啓発	・他機関から届いた書類を配布している。 ・あんしん賃貸住宅協力店について市内の2店が協力店として登録していただいている	・申込者の貧困に関する点数が高くなり、市営住宅抽選会へ進み易くなっている。	・あんしん賃貸住宅協力店の拡大に向けパンフレット等により啓発を行う。
高齢者の方針居住の安定化	基本方針	①「木造住宅耐震・バリアフリー改修工事費等補助事業」による市民自らによる持家のバリアフリー化に対する支援の実施【再掲②-④-②】	・木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業（平成24年：1件、平成25年度：1件、平成26年度：0件、平成27年度：1件、平成28年度：1件、平成29年度：1件、平成30年度：0件、令和元年度：0件） ・住宅耐震・バリアフリー改修工事に対する固定資産税（家屋）の減税措置。耐震改修に伴う減額件数は、平成25年度：2件と平成30年度：1件のみ。バリアフリー改修に伴う減額件数は、平成24年：6件、平成25年度：2件、平成26年度：8件、平成27年度：1件、平成28年度：3件、平成29年度：4件、平成30年度：3件、令和元年度：1件。	・割増補助を行うことにより、耐震化・バリアフリー化それぞれの推進の相乗効果が得られる。 ・住宅の耐震・バリアフリー改修工事にかかる固定資産税（家屋）の軽減措置を通して、改修工事の実施が進み、安全・安心な住生活の確保が図られた。	・引き続き、木造住宅耐震改修補助に合わせた避難経路バリアフリー化改修に対する割増補助を行う予定。 ・左記減税措置については、国の税制改正に準拠しながら実施を進めつつ、市民自らの耐震・バリアフリー改修工事の実施促進を図る。
		②「介護予防生活支援事業」による高齢者に対する支援の実施	・「介護予防ケアマネジメント事業」として、要支援者等に対し、介護予防と生活支援のサービスが一体的に提供できるよう、多様な社会資源を組み合わせた適切なケアマネジメントを行っている。ケアマネジメントにあたっては、本人がどんな生活を送りたいのかを主眼に置き、本人の可能性を最大限に引き出せるよう目標を明確にし、結果の評価を行っている。	・適切なケアマネジメントの実施により、高齢者一人ひとりの自立支援につながる介護予防や生活支援サービスの提供が図られた。	・上記事業について継続して実施 ・平成29年度より開始した介護予防・日常生活支援総合事業において、多様な主体による多様な生活支援・介護サービスの充実を図り、高齢者の在宅生活を支える体制の構築を図る。

住生活施策の内容		令和2年度までの進捗	これまでの成果	令和3年度までの予定	
基本目標Ⅵ 柔軟かつ多様な住宅セーフティネットの構築	基本方針(3) 高齢者の居住の安定化	③「地域生活支援事業」「在宅重度障害者住宅改造費助成事業」による障がい者世帯に対する支援の実施	・「在宅重度障害者住宅改造費助成事業」として、在宅重度身体障がい者(児)の日常生活の便宜を図るため、手すりの設置や段差解消工事などの住宅改造に必要な経費を助成。基準額 700,000 円を限度として、経費の 1/2 を補助。補助件数・金額は、平成 24 年:2 件・700 千円、平成 25 年度:1 件・75 千円、平成 26 年度:4 件・1,236 千円、平成 27 年度:2 件・658 千円、平成 28 年度:1 件・350 千円、平成 29 年度:0 円、平成 30 年度:977 千円、令和元年度:1,029 千円	・重度の障がい者が家庭生活を営みやすくするため、住宅改造費を助成することや、適切な介護保険給付を実施することにより、在宅での安心した介護生活を送れるよう支援し、在宅での安全確保、日常生活の便宜を図れる。	・在宅での安全確保、日常生活の便宜を図るため、引き続き助成が必要。
		④「緊急通報システム設置事業」の実施	・「緊急通報システム設置事業」として、独居高齢者や高齢世帯などを対象に、急病などの緊急事態が発生した場合に迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急通報システムの運用を実施している。 ・緊急通報システムの設置台数は、平成 23 年度:150 件、平成 24 年:165 件、平成 25 年度:151 件、平成 26 年度:146 件、平成 27 年度:139 件、平成 28 年度:107 件、平成 29 年度:108 件、平成 30 年度:98 件、令和元年度:94 件。	・緊急通報装置の貸与により、緊急時の支援や健康相談、月に一度のお元気コールなど、利用者が安心して日常生活を送れるよう支援につながった。	・継続して実施
		⑤地域住民による単身高齢者などに対する見守り活動に向けた体制づくり	・65歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者世帯に関する名簿(4/1 現在)を作成し、民生委員・児童委員に対し閲覧による情報提供を実施。 ・敬老事業対象者名簿(数え年 70 歳以上の方)を作成し、年度の初めに民生委員・児童委員に対し、情報提供を実施。 ・各圏域に地域包括支援センターを設置し、身近な地域での相談支援体制の構築を図った。 ・各圏域に生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置し、住民が主体となって取り組む地域活動(サロン活動や見守り活動等)について支援できる体制を構築した。	・個人情報意識の高まりや高齢者の増加により、地域において生活実態の把握が困難になっている。 ・各圏域に地域包括支援センターを設置したことにより、相談件数も増加しています。また、民生委員や地域住民との連携を図り、丁寧な相談支援を行うことができた。	・各圏域の地域包括支援センターの機能強化を図り、個別支援から地域の課題を見出し、課題解決に向けて民生委員や地域住民・地域活動を行う地区団体と連携した包括的・総合的な支援体制整備を進める必要がある。 ・生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)支援を行い、住民が主体となって取り組む地域活動の活性化や新たな活動の創出を図る必要がある。
	⑥サービス付き高齢者向け住宅の普及啓発	・県への事業登録件数は、令和2年10月1日時点で市内6件、161戸となっている。	・目に見える効果は確認できていない。	・特になし。	
	基本方針(4) 子育て世帯支援サービスの充実	①地域子育て支援センターによる子育て支援の実施	・市内児童館9館(内、支援センター3館)において、子育て支援事業を実施。乳幼児及び児童を対象とした遊びの提供。保護者を対象とした子育てに関する講座や情報提供。児童館等の1日平均利用者人数は、平成 24 年:70 人、平成 25 年度:70 人、平成 26 年度:74 人、平成 27 年度:74 人。	・家庭内保育をされている保護者にとっては、子育てに係る孤独感や不安感が心配されるところであるが、児童館におけるさまざまな子育て支援施策によって、それらの払拭と児童虐待の防止にも効果があった。	・市内の9児童館において、引き続き子育て支援事業を実施する。
		②地域優良賃貸住宅の供給	・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1の認定を受けた供給計画に基づき建設され管理されている特定優良住宅について、栗東市特定優良賃貸住宅制度要綱により認定事業者が適正な管理を実施するよう努めている。	・住宅供給においてこの制度による建設戸数は平成 11 年に 1 棟 34 戸だけであり、その効果は明らかではない。	・平成 11 年に法律第 2 条第 1 項の認定を受けた特定優良賃貸住宅が 1 棟 15 戸についてその届出がされており、今後も適正な管理等がされるよう努める。

②県の取組

住生活施策の内容		現状など	今後の方向性
基本目標Ⅱ 百年先を見据えた住宅ストックの形成	基本方針(1) 長く利用できる長寿命な住宅づくり	①「長期優良住宅」「長寿命木造住宅」の普及促進  ③維持管理に関する情報発信や維持管理方法に関するガイドラインの普及啓発	・国の改定方向を踏まえて、認定長期優良住宅の普及に取り組む必要がある。  ・住宅ストックを長く大切に使うために、居住者や所有者によって適切な維持管理やリフォームが行われるための環境整備を行う必要がある。  ・長く住み続けられる住宅の供給を推進するため、認定長期優良住宅やスケルトン・インフィル住宅の普及促進、長寿命木造住宅整備指針や住宅性能表示制度の普及啓発に向けた情報発信、相談体制の充実に取り組む。  ・居住者や所有者によって住宅ストックの維持管理・リフォーム等が適切に実施されるための環境づくりに向けて、維持管理に関する情報の蓄積及び計画的な維持管理方法に関するガイドライン等の普及、住宅を適切に維持管理し長く大切に使う県民意識の醸成等に向けた情報発信に取り組む。 ・近年増加している共同住宅が将来的にも良質なストックとして維持・管理されるよう、県内の分譲マンションの情報を把握するとともに、老朽化対策やコミュニティの強化等に係るマンション管理組合の機能向上その他の知識の普及啓発を図る。(重点施策)
	基本方針(2) 環境負荷低減型の住宅づくり	⑤住宅のライフサイクルを通じたCO2排出量の低減、再生建材の利用促進、建設・解体などにより生じる廃棄物の削減及び適正処理の実施	・国の改定方向を踏まえて、低炭素社会の実現に向けた多様な取組の普及や県民意識の啓発等に取り組む必要がある。  ・住宅の解体工事や建築工事等で発生する建築系廃棄物について、削減、再生利用および適正処理を推進するため、建設リサイクル法の適正な執行や再生資材の活用促進を図る。
	基本方針(3) 災害や犯罪に強い住宅づくり	④住宅耐震改修に対する税制上の優遇措置の実施(「固定資産税の減額制度」「所得税額の特別控除制度」)	・東日本大震災の発生を受けて、県民の地震への備えに対する関心が高まっていることから、住宅の耐震性向上に向けた取組を強化する必要がある。  ・継続して実施
基本目標Ⅲ 多様なニーズに対応する住宅市場の形成	基本方針(1) 中古住宅ストックの流通促進	①安心して取引できる市場環境の確保(「住宅性能表示制度」「住宅性能保証制度」「住宅完成保証制度」「既存住宅かし保険」「マンションの維持管理履歴情報の登録制度」の普及啓発)	・引き続き住宅性能の確保に努める必要がある。  ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の普及を図るため、住宅生産者に対する講習会や県民への普及啓発を行うとともに、(財)滋賀県建築住宅センター等の性能評価機関との連携による情報提供や相談体制の充実に図り、質の高い性能を備えた住宅の供給を促進する。 ・住宅生産者や消費者に対し、中古物件等の性能に係る情報として、住宅性能表示制度、住宅性能保証制度の普及を図る。(重点施策)
	基本方針(3) 栗東産木材・県産木材の活用促進	③「木の香る淡海の家推進事業」「びわ湖材産地証明制度」「県産材利用耐震改修モデル事業費補助金」など、栗東産木材・県産木材の活用に向けた各種支援制度の普及啓発	・県ホームページによる情報提供及び講習会の実施を行っている。  ・循環型社会の形成や地産地消の観点から、県産材や地場産自然素材等を活用した「滋賀らしい環境こだわり住宅」の供給促進を図るため、地域の住宅生産者や森林政策等各施策との連携等を図る。(重点施策) ・住宅の建設やリフォーム等の適切な維持管理が地域の雇用や産業の活性化に貢献するよう、木造住宅の供給関係者等の連携を支援することに併せて、地域で生産された木材が地域で有効に利用されるよう、県産材の地産地消の取組を支援する。(重点施策)
	基本方針(4) 適時・適切な住み替えの促進	②「定期借地」「定期借家制度」の普及啓発  ③高齢者世帯が所有する広い住宅の子育て世帯へのリースと併せて、リースした高齢者世帯が、安全性・利便性の高い適切な規模の住宅へ住み替えるシステムの検討	・県ホームページによる情報提供を行っている。  ・地域コミュニティと連携した子育て支援策等の充実に加え、高齢者が有する比較的広い住宅を、子育て世帯等向けの賃貸住宅として活用するための住み替え、三世代同居・近居に向けた住み替えなど、子育てしやすい居住スタイルの普及に向けた支援策を充実する必要がある。
基本目標Ⅳ 柔軟かつ多様な住宅セーフティネットの構築	基本方針(2) 多様な住宅セーフティネット機能の充実	②「滋賀あんしん賃貸支援事業」の普及啓発	・公営住宅等の適切な供給に加え、民間賃貸住宅市場と連携した重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築に引き続き取り組んでいくことが必要となっている。  ・障害者等の居住の安定確保に配慮した住宅の供給を促進するため、滋賀あんしん賃貸支援事業を推進する。(重点施策)
	基本方針(3) 高齢者の居住の安定化	⑥サービス付き高齢者向け住宅の普及啓発	・高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の増加に対応するために平成23年度に制度化された「サービス付き高齢者向け住宅」の普及に取り組む必要がある。  ・高齢者の居住の確保が円滑に行われるよう、滋賀県高齢者居住安定確保計画を踏まえた、サービス付き高齢者向け住宅その他の高齢者向け住宅の適切な供給の促進や福祉施策との連携によるシルバーハウジング事業の促進、公営住宅のグループホーム等としての活用、民間事業者等との協働による公営住宅団地等の改修・建替えなど、高齢者・障害者等に配慮した住宅の確保に向けた多様な取組を推進する。 ・サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向けの賃貸住宅の供給について、立地や適切な運営にも配慮しつつ、設置を促進する。(重点施策)
	基本方針(4) 子育て世帯支援サービスの充実	・基本目標Ⅲ－基本方針(4)－③と同様	・基本目標Ⅲ－基本方針(4)－③と同様  ・基本目標Ⅲ－基本方針(4)－③と同様

# 1-4 重点施策の進捗状況及び課題等の点検と整理

## 1)重点施策の進捗状況の点検結果

住生活施策のうち、重点施策についての進捗状況点検結果は下表のとおり。

### ■重点施策

重点施策の内容	取組状況				【参考】平成28年度点検結果				
	取組状況	関係所属	取組状況	関係所属	取組状況	関係所属	取組状況	関係所属	
(1)住教育の促進	①市民の住まいに対する知識・関心の向上	○	住宅課(住)			○	住宅課(住)		
	②小中学校などの学校教育と連携した住教育の実施	×	住宅課(住)	○	学校教育課	×	住宅課(住)	○	学校教育課
	③住まいの絵本など、住教育用の教材の作成	×	住宅課(住)	×	学校教育課	×	住宅課(住)	×	学校教育課
(2)良好な街並み景観の形成	①景観まちづくりに対する意識啓発	○	都市計画課			○	都市計画課		
	②良好な街並み景観形成に向けた規制誘導	○	都市計画課		住宅課(開)	○	都市計画課	○	住宅課(開)
(3)地域コミュニティの醸成	①住民主体のまちづくりに対する支援	○	都市計画課	×	住宅課(住)	○	都市計画課	×	住宅課(住)
	②シンポジウム、講演会、イベントなどの開催	×	住宅課(住)			×	住宅課(住)		
(4)中古住宅ストックの流通促進	①安心して取引できる市場環境の確保	○	滋賀県			○	滋賀県		
	②市民が気軽に相談できる相談体制の充実	○	住宅課(住)			×	住宅課(住)		
(5)伝統的民家の継承、活用促進	①空き家化の要因、所有者の活用意向に関する調査(旧街道沿いなど)	○	住宅課(住)			○	住宅課(住)		
	②所有者と利用希望者のマッチングに向けた仕組みづくり	○	住宅課(住)			×	住宅課(住)		
	③伝統的民家の維持保全に向けた多様な支援の実施	×	住宅課(住)			×	住宅課(住)		
(6)栗東産木材・県産木材の活用促進	①栗東産木材・県産木材を活用した住宅の情報発信	×	農林課	×	住宅課(住・建)	×	農林課	×	住宅課(住・建)
	②栗東産木材・県産木材の流通促進に向けた普及啓発	○	農林課	×	住宅課(住・建)	○	農林課	×	住宅課(住・建)
		○	県森林政策課			○	県森林政策課		

【施策の体系】黒字：市の取組、赤字：国・県の取組

【進捗状況】○：取組あり、×：取組なし

国・県の取組については、○：実施中、×：未実施

## 2)重点施策の現状及び展開方向の点検・整理

「4-2 住生活施策の現状及び展開方向の点検・整理」でとりまとめた一覧表から、重点施策部分を抽出・再掲する。

### 重点施策の展開の方針点検と整理

重点施策の内容		令和2年度までの進捗	これまでの成果	令和3年度までの予定
重点(1) 住教育の促進	①市民の住まいに対する知識・関心の向上	・他機関から届いた書類をパンフレットスタンド(カタログスタンド)等で配布している。	—	・現行通り他機関から書類を配布する
	②小中学校などの学校教育と連携した住教育の実施	・小中学校とも、教育課程に基づいた教科の学習の中で、住生活や環境についての学習を進めている。 ・小学校において、家庭科では「すずしく過ごすためにできること」として、すだれやよしず、家の回りの水まき、グリーンカーテンなどの取組を学んだり、社会科では地球温暖化や二酸化炭素の排出を減らす取組の重要性を理解する学習などを年間指導計画に基づいて実施している。 ・中学校では、技術・家庭科の「環境に配慮した消費生活」の学習において、エネルギー消費を減らす方法を考え、自分自身の生活に生かす実践的態度の育成を目指している。	・学習を通して、二酸化炭素排出や地球温暖化などの問題について考えさせるとともに、工夫した住生活の重要性に気づかせることができた。	・今後も各小中学校において住教育の学習を継続していく。
	③住まいの絵本など、住教育用の教材の作成	—	—	—
重点(2) 良好な街並み景観の形成	①景観まちづくりに対する意識啓発	①「堂々！りっとう景観記念日」の開催(中山道など) ・景観行政団体(移行年月日:平成20年2月16日)への移行後、市景観百年審議会からの提言等を踏まえ、景観・緑化に対する市民等の意識や関心を高め、地域の活性化と地域固有の景観づくりに向けた「風格都市りっとう景観・緑化プロジェクト」事業の取り組みを進めてきた。 ・平成28年2月からは1年をかけて、市民等に広く市の景観(風景含む)写真や絵・イラストを募集し収集に努めている。	・市民等に景観について考えていただくことで、地域の良さの再認識、隠れた景観の発掘、自分の住む街を見つめ直してもらう機会づくり、景観に対する意識を変える機会づくり等の啓発ができた。	・あらゆる機会を通して、景観・緑化に対する啓発を継続していくと共に、応募写真等から「りっとうの顔」となる景観を選定し、景観図鑑や景観百選等の啓発物を作成して地域資源の活用とアピールに繋げていく。
	②景観まちづくり市民団体による良好な景観づくりの促進	・安養寺景観まちづくり協議会は平成24年に景観法に規定する景観協議会として設立し活動を創め、令和2年度で9年目を迎えた。この間に「景観ルール部会」「A+Plus(エイプラス)部会」「花と緑のガーデニング部会」「にぎわい活性化部会」「里山部会」の5つの部会が設置され、それぞれ地域住民が互いに協力、連携し合いながら、にぎわい交流づくりに取り組んでいる。 ・令和元年度は治田東地振協やコミセンとも連携し、ふれあいいちょうまつりを開催している。	・まちへの愛着やコミュニティを育み、まちへの付加価値の向上、主体的なまちづくりの活動の輪へ繋がってきた。	・平成28年度でまちづくり補助金を廃止する予定であり、今後は自主財源での運営となることから、5部会が連携して積極的に自分のまちを良くしたいという取り組みに努めていく。
	③住教育の取組みなどによる景観まちづくりに対する意識啓発	—	—	・景観計画の見直しなどにより、必要に応じて考えていく。
	②良好な街並み景観形成に向けた規制誘導	①「景観形成推進地域(中山道と東海道など)」における歴史的な雰囲気と調和した景観形成 ・景観形成推進地域として指定している旧街道沿いの景観については、その歴史的な風情と情緒を残していくため一定の配慮を求めているが、世代が変わる中での建替えや改築ではその景観が失われつつある。 ②「景観計画」「景観条例」「景観協定」「建築協定」「緑地協定」「地区計画制度」「いけがき設置条例」などの規制誘導手法の普及啓発 ・景観計画、景観条例に基づく届出により、大規模建築物等への配慮、歴史街道への配慮、風格づくり会談による個人住宅の景観・緑化促進等に景観特性に応じた対応を進めてきた。 ・今までの課題等を精査・整理して、平成30年4月に景観計画を改定した。令和2年度には市独自の屋外広告物条例を施行した。 ・徐々に景観という言葉の認知や景観に対する意識が広まってきていると感じるが、景観協定締結などには至らず、引き続き普及啓発を行う必要がある。 ・「建築協定」「地区計画制度」の規制誘導手法の普及啓発については、建築協定:住宅課開発調整係所管の業務内容のため、記入事項なし。 地区計画:平成28年度までの3件に加え下記 小野亥之子地区地区計画(平成28年6月)(平成28年12月変更) 北中小路2期地区地区計画(令和元年1月) ・緑地協定の締結は下記の通り。 平成24年までの4件に下記2件を加えた6件。 トゥルータウン小野亥之子地区:面積=約2.3ha/締結平成28年12月28日 ベルヴィタウン北中小路2期地区:面積約3.16ha/締結令和2年2月28日 ・いけがき設置奨励補助件数は、平成27年まで:115件/6,525,213円/1,956.8m、平成28年~平成31年:0件。 ・いけがき設置条例補助金は、近年、申請回数が皆無である。風格づくり会談実施時や建築確認申請時、広報等で普及啓発を行っている。	・景観形成推進地域内届出の中で、地域と調和した一定の配慮を求め、良好な景観と緑化に努めている。 ・景観条例、景観計画に基づく風格づくり会談等を踏まえ、景観に関する一定の効果や配慮により、固有の風景や風土が育まれている。 ・建築協定や地区計画については、ゆとりと潤いのある良好な住環境を形成し、将来に亘って、区域内の環境の維持・増進を保つことができる。 ・また、地区計画においては、区域内に十分な幅員の道路を確保することで、安全性の確保にも繋がっている。 ・緑地協定については、本市での緑の量を増加させることに貢献し、良好な景観、緑あふれる住宅地の創設に貢献している。 ・いけがき条例は、街の景観をよくするとともに、災害に強い住み良いまちづくりを目標に実施しているが、利用者が減少していることからHPや広報による啓発を実施し、今年度からは、風格づくり会談実施時や建築確認申請時に啓発を実施している。	・平成30年4月に景観計画の見直しを行った。改定した景観計画に基づき、より良い景観形成に繋げていけるよう対応を検討していく。 ・今までの課題等を精査・整理して、平成30年4月に景観計画を改定し、令和2年度には市独自の屋外広告物条例を施行した。今後は、改定した計画や新しい条例を基に規制誘導や啓発に取り組んでいく。 ・必要に応じ、その地区の特性にふさわしいまちづくりの誘導を行い、良好な住環境の維持・向上を図っていく。 ・令和3年3月に北中小路工業団地地区計画を決定する予定。 ・緑地協定制度については、宅地開発に関連する地区計画制度での緑地協定締結の指導や、事業者自らが住宅地の付加価値を高めるための手法として緑地協定を締結する傾向にある。今後については、栗東市第二次緑の基本計画において、緑地の増加を目標としていることから、広報・啓発による緑の割合の増加を試みたい。 ・いけがき条例については、近年申請件数が皆無であることから、風格づくり会談実施時や建築確認申請時に啓発に努め、利用者の増加を図っていく。

重点施策の展開の方針点検と整理

重点施策の内容		令和2年度までの進捗	これまでの成果	令和3年度までの予定	
重点形成(2) 良好な街並み景観	②良好な街並み景観形成に向けた規制誘導	③住宅地内の緑化の促進 ・栗東市開発事業に関する指導要綱 第49条に基づき、一戸建て住宅を目的とした事業の場合は積極的な敷地内緑化の推進に努めるよう、また、それ以外の目的の事業については、敷地面積に対し6%を目安とした緑地の確保を行うよう指導を行っている。 ・開発許可申請件数は平成24年:33件、平成25年:24件、平成26年:23件、平成27年:20件、平成28年:27件、平成29年:20件、平成30年:29件、令和元年:34件。 ・指導要綱件数は平成28年:89件、平成29年:71件、平成30年:56件、令和元年:83件。 ・建築確認件数は平成28年:474件、平成29年:443件、平成30年:444件、令和元年:410件。	・一戸建て住宅については、自主的な緑化の推進としているが、それ以外の事業については、敷地面積に対し6%以上の緑地確保がほぼ徹底されており、完了時に緑地検査を実施し確認を行っている。また、指導要綱に基づく緑化の推進と緑地協定等の関連性から、関係課である都市計画課へ規制普及啓発のため、窓口での誘導に努めている。	・現時点では、一戸建て住宅を目的とした事業は、敷地内緑化の推進とし、それ以外の事業については、敷地面積に対し6%以上の緑地確保とする現状での運用を継続する予定。	
重点(3) 地域コミュニティの醸成	①住民主体のまちづくりに対する支援	①「栗東市街づくり推進事業補助」の実施 ・東海道ほっこりまつり実行委員会、安養寺景観まちづくり協議会の活動補助金として助成を行っている。令和2年度からは、小野まちづくり委員会が立ち上がり、活動補助金を交付する予定である。 ・東海道ほっこりまつりは、令和2年度で開催13回目を向かえ、岡・目川地域の旧東海道を通行止めにして「東海道」の歴史・文化の雰囲気を楽しむまつりを地元主催で催し、地域資源の保全と地域の活性化に繋がっている。 ・安養寺景観まちづくり協議会では、それぞれ各5部会の活動と「いちようまつり」に積極的に参画して、地域の賑わいづくりの一助になっている。	・助成団体により、地元地域住民が主体的に実施して、地域のふれあいと賑わい、地域の良さの再認識への取り組みとなっている。	・東海道ほっこりまつりは、引き続き助成予定であるが、安養寺景観まちづくり協議会は9年が経過し、自主運営を目指している。小野まちづくり委員会は今年度から5ヵ年をかけて住民主体のまちづくりを行っていく予定である。 ・行政としては、技術的支援を行ったり、必要に応じて関わっていく。	
	②住民主体のまちづくり活動のPRに向けた情報発信の充実	—	—	—	
	③まちづくり団体の横の連携確保に向けた組織体制づくり	・他機関から届いた書類をパンフレッドスタンド(カタログスタンド)等で配布している。	—	—	・引き続き他機関から書類を配布する。
	開演② 催会 シン イ ベ ン ト ウ ム 等 の 講	①住民主体のまちづくりイベントなどに対する支援 — ②市外からの転入者など、新しい居住者が参加しやすいイベントやシンポジウムの開催支援 —	— —	— —	— —
重点促進(4) 中古住宅ストックの流	①安心して取引できる市場環境の確保	・県の方で、一定の取組みは行っている。	—	・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の普及を図るため、住宅生産者に対する講習会や県民への普及啓発を行うとともに、(財)滋賀県建築住宅センター等の性能評価機関との連携による情報提供や相談体制の充実を図り、質の高い性能を備えた住宅の供給を促進する。 ・住宅生産者や消費者に対し、中古物件等の性能に係る情報として、住宅性能表示制度、住宅性能保証制度の普及を図る。	
	②市民が安心して中古住宅を選択できる相談体制の構築	・令和元年9月 りっとう空き家バンクの立ち上げ ・令和元年登録物件:3件 ・令和2年登録物件:3件(令和2年10月1日時点) ・登録物件延数:6件(令和2年10月1日時点)	・協定に基づき不動産仲介段階で滋賀県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会滋賀県本部に協力を仰ぐことで、安心・適正な取引の実施が期待できる。	・登録物件、及び成約件数の増進	



重点施策の展開の方針点検と整理

重点施策の内容		令和2年度までの進捗	これまでの成果	令和3年度までの予定
活用促進(5) 伝統的民家の景勝	①空家化の要因、所有者の活用意向に関する調査(旧街道沿いなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年9月に、関係100自治会に再度空家調査を実施し、277戸の空家を把握した。この内、253件について所有者意向調査を実施した。</li> <li>令和元年度、自治会の協力を得て空家等現況調査を実施した。</li> <li>新たに空家等と判明したもののうち、所有者等の所在が判明している者に対してアンケート実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家所有者等にその物件に関する意向調査を実施しており、所有物件等の適正な管理への意識付けができた。</li> <li>空家等の実態を把握できた。また、空家等の所有者と利活用希望者のマッチングのための材料として活用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家の適正管理に向けた指導等を進めていく</li> </ul>
	②所有者と利用希望者のマッチングに向けた仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年9月 りっとう空き家バンクの立ち上げ</li> <li>令和元年登録物件:3件</li> <li>令和2年登録物件:3件(令和2年10月1日時点)</li> <li>登録物件延数:6件(令和2年10月1日時点)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定に基づき不動産仲介段階で滋賀県宅地建物取引業協会および全日本不動産協会滋賀県本部に協力を仰ぐことで、安心・適正な取引の実施が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録物件および成約件数の増進</li> </ul>
	③伝統的民家の維持保全に向けた多様な支援の実施	—	—	—
重点(6) 栗東産木材・県産木材の活用促進	①栗東産木材・県産木材を活用した住宅の情報発信	—	—	—
	②森林組合や建築士会との連携による栗東産木材・県産木材の活用促進に向けた普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年:県の補助事業により、県産材を使用して金勝寺の公衆便所を新築した。</li> <li>平成27年度:公共建築物等において、県産材でも特に市内の木材の利用に努めるべく、7月15日に「公共建築物等における地域産木材の利用方針」を策定した。</li> <li>平成28年度:金勝山の横ヶ峯展望所(馬頭観音堂駐車場)において、県産材による木製の転落防護柵を設置された。(商工観光課)</li> <li>平成23年に金勝生産森林組合が所有林において取得されたSGEC森林認証を継続更新。</li> <li>平成29年度に道の駅アグリの郷栗東において、野菜販売スペース増築の建築資材としてびわ湖材を使用し、森林づくりに関する木材利用の重要性とびわ湖材の普及啓発を図った。</li> <li>平成29年度に道の駅アグリの郷栗東の販売用棚等について、来店・利用者に木のぬくもりや木材の良さを見直すきっかけとなるよう、びわ湖材の木製品を購入し、森林づくりに関する木材利用の重要性とびわ湖材の普及啓発を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栗東市として木材利用方針を示し、公共建築物や公共工事において年度的ではあるが地域産材を積極的に利用していることから、木のぬくもりや木材の良さを見直すきっかけとなり、森林づくりに関する木材利用の重要性や森林整備の大切さが意識されてきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度には、アグリの郷栗東の増築工事と設備の導入において、県の補助事業により県産材の使用を計画している。</li> <li>令和2年度からこんぜの里バンガロー村のウッドデッキについて、老朽化が著しいため、金勝産材を活用した修繕工事を年次的に実施する。(金勝産材はびわ湖材や国産材に比べ高額であることから、使い分けを検討する。)(価格は、国産材&lt;びわ湖材&lt;金勝産材である)</li> </ul>

